

平成30年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成30年 7月 2日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 0時44分

場所 第3委員会室

出席委員 岡地優委員長

金子勝副委員長

新井一徳委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、長峰宏芳委員、田並尚明委員、
福永信之委員、井上航委員、松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

高柳三郎総務部長、岩田英久税務局長、高橋謙総務部副部長、

秋山栄一契約局長、表久仁和人事課長、宍戸佳子職員健康支援課長、

中村哲哉文書課長、廣川達郎学事課長、原口誠治税務課長、

若林裕樹個人県民税対策課長、影沢政司管財課長、黒坂和美統計課長、

山崎さおり総務事務センター所長、若松孝治行政監察幹、伊田恒弘入札課長、

小高巖入札審査課長、大久保修次県営競技事務所長

渋谷陽平秘書課長

武藤彰人事委員会事務局長、

野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大山澄男任用審査課長

[県民生活部関係]

矢嶋行雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、杉野勝也県民生活部副部長、

大浜厚夫県民生活部副部長、風上正樹参事兼防犯・交通安全課長

田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、

發知和弘県政情報センター所長、浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、

岸田正寿青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、

都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、

斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、

田中誠消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第78号	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第81号	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県税条例の一部を改正する条例)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査（総務部関係）
県有施設のブロック塀対策について

報告事項

- 1 総務部関係
埼玉県5か年計画の進捗状況について
- 2 県民生活部関係
(1) 指定管理者に係る平成29年度事業報告書及び平成30年度事業計画書について
(2) 平成30年度における指定管理者の選定について
(3) 埼玉県5か年計画の進捗状況について

【付託議案に対する質疑】

新井委員

- 1 県税条例等の一部改正に関して、今回の県たばこ税の税率の改正では、1,000本当たり70円の税率引き上げになるとのことだが、たばこ税は県分以外に国と市町村分もある。国、県及び市町村のたばこ税を合計すると、今回の税率の引上げでは、いくら税額が上がるのか。
- 2 加熱式たばこの課税方式はなぜ見直しをすることになったのか。
- 3 専決処分に関して、ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、その課税方式を収入金課税から外形標準課税又は所得金課税に変えるとのことだが、その狙いは何か。

税務課長

- 1 今回の県税条例等の改正では、県たばこ税の税率引上げのみを行い、その他のたばこ税の税率引上げは国の法令改正や市町村の条例改正によってそれぞれ対応することとなる。今回の税率引上げによって、たばこ税は、国、県及び市町村分の合計で1本当たり1円ずつ引き上げられ、3段階で合計3円引き上げられることとなる。例えば、一般的な紙巻きたばこは1箱で20本入りであるため、1箱当たり20円ずつ、3段階で合計60円のたばこ税が増額となる。
- 2 加熱式たばこは、現行制度上、重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税を行っている。しかし、現行の課税方式の下では、加熱式たばこは製品重量が軽いということもあり、紙巻きたばこと比べて税負担が低くなっているという現状がある。また、加熱式たばこの中でも重量に差があることから、製品間の税負担が大きく異なっており、課税の公平性の観点から課題があった。このため、加熱式たばこについてその製品特性を踏まえ、重量を紙巻きたばこの本数に換算して課税標準を算出する方式から、重量と価格を基に算出する方式に改めるものである。
- 3 ガス小売が全面自由化となったことを受け、課税の公平性の観点から、一般の法人と同じ課税方式に見直すものである。

新井委員

- 1 ガス事業者について、これまで収入金課税として、売上げに対して課税していたのはなぜか。
- 2 今回の個人県民税及び県たばこ税の条例改正に伴う本県税収への影響額は、それぞれどれくらいを見込んでいるのか。

税務課長

- 1 ガス事業については、これまで料金認可制が採られており、ガス料金の算定に当たっては法人事業税相当額を原価に算入することによって、消費者に転嫁することが可能であった。また、料金認可制の採用により、企業の所得が低く抑えられていたことから、法人が受ける行政サービスに比べて法人事業税の負担割合が低くなっていた。これらのことから、以前は収入金課税としていたが、今回、ガス小売全面自由化となり、一般の法人と同様の課税方式に見直したものである。

- 2 まず、個人県民税の調整控除の見直しに伴う本県税収への影響額についてであるが、見直しの対象となる納税義務者に適用される調整控除の額は原則1,000円となっている。対象者数は、国では全納税義務者数の0.3%程度と試算しており、これを本県に当てはめると約1万人と見込まれることから、1,000万円の増収になると見込んでいる。次に、県たばこ税の改正に伴う本県税収への影響額についてである。地方財政計画における地方たばこ税の税制改正等の影響額を基に推計すると、初年度の平成30年度は約1億5,000万円、制度完成時には約8億7,000万円の増収になると見込んでいる。

福永委員

- 1 たばこ税について伺う。今回の改正に伴う県税の増収予定額は約8.7億円とのことだが、年度別に詳しく教えてほしい。また、市町村のたばこ税の影響額はどうか。
- 2 今回のたばこ税の増収分を使って、喫煙できる場所を整備するなど、おとなしい納税者であるたばこ税の納税者に便宜を図ろうとする考えがあるのか伺いたい。たばこ税を納めている人が、税金を納めてよかったなと思えるような政策展開をお願いしたいがどうか。

税務課長

- 1 各年度の県たばこ税の増収見込み額として、平成30年度は1.5億円、31年度は1.4億円、32年度は1.5億円、33年度は2.9億円、34年度は1.4億円程度と見込んでいる。また、市町村たばこ税の影響額については、データを持ち合わせていないためお答えできない。
- 2 たばこ税の増税分でたばこ税の納税者に対して便宜を図ろうとする考えがあるかという点については、税の用途に係るものであり、税部門からはお答えできない。しかし、埼玉県としては、保健医療部において受動喫煙ゼロの施設づくりを進めようと認定等の事業を行っている。

福永委員

県たばこ税の増収見込額約8.7億円を全部使えというわけではないが、例えば1か所50万円で喫煙所を整備すれば、たばこ税の納税者が快適に喫煙できる場所を1,740か所設置できる。保健医療部ではたばこを吸わないようにする運動をやっているだけである。徴税部門としては、納税している人に対してどうやって応えていくかという姿勢を持つべきだが、税収の増によって納税者に還元するようなことができないのか。アルコールは、依存症で医療費がかかったり、飲酒運転があったりと問題が多いが、たばこにはそういったものがない。それにもかかわらずアルコールに比べて税負担が重い。このような状況で、たばこ税の納税者に対して何らかの形で応えようという考えはないのか、総務部長に伺いたい。

総務部長

確かに愛煙家の皆様に負担いただいているのは事実である。県でも、県庁舎の中に愛煙家の方の喫煙スペースを確保している。委員お話のとおり、愛煙家の方には税を負担していただいている一方で、保健医療部では副流煙などの健康被害についても取り上げているところである。喫煙場所については様々な議論がされるところであると思うので、そういった意見があったということ伝えていく。

福永委員

県庁舎に喫煙スペースを確保しているとはいえ、非常に寂しい場所である。保健医療部が考えるのは副流煙などの健康被害の問題だけであり、納税者である喫煙者に何らかしらのことを考えられるのは総務部長しかいない。再度、決意を伺いたい。

総務部長

御意見を賜ったので、しっかりと検討してまいりたい。

田並委員

- 1 県たばこ税の増収見込みが約8.7億円とのことだが、現在、県たばこ税は70億円くらいのため、増収となって80億円程度になる計算かと思う。しかし、実際にはたばこをやめていく人もいるため、それほど増収が上がっていかないと思うがどうか。
- 2 手持ち品課税とはどういったものか。

税務課長

- 1 たばこ税の税率を上げると喫煙者数が減っていくというのは事実である。ただ、過去のたばこ税の増収を見ると2兆円程度で推移しており、税率と喫煙者数の均衡がとれている結果になっている。
- 2 たばこの小売販売事業者等に対し、税率引上げ時に所持しているたばこについて、税率の引上げ分を課税するものである。小売販売業者等が旧税率で仕入れたたばこを税率引上げ後の価格で販売すると、税率の差額分が利益となってしまう。こうしたことを防ぐため、税率引上げのたびに、小売販売業者等に対して旧税率と新税率の差額分を課税するものである。

田並委員

個人のたばこ店などで、税率の低い時に仕入れたたばこを、税率引上げ後に税率引上げ前の価格で売るのはダメということでしょうか。

税務課長

そのとおりである。なお、手持ち品課税は、税率引上げ時に2万本以上のたばこを所持している事業者に対して実施し、所持するたばこが2万本未満の事業者に対しては行わない。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（県有施設のブロック塀対策について）】

井上委員

6月29日に行われた、県有施設のブロック塀に関する調査結果の経緯と内容について伺いたい。

管財課長

6月20日に各施設管理者へ調査を依頼し、6月22日に調査結果を取りまとめた。そ

の後、翌週の6月25日～6月29日までの1週間をかけ、建築職の職員が違反の疑いのある各施設を訪問し、ブロック塀の調査を行い、その調査結果を取りまとめたものを6月29日に発表した。調査結果の内容として、13施設で建築基準法に適合しない疑いのあるブロック塀等が見つかり、6施設のブロック塀等で劣化や損傷などが生じていた。

井上委員

6月23日の朝日新聞には、県管財課による6月22日までの調査の結果として、建築基準法に適合しない疑いのある施設が11、劣化等の施設が12との記事が掲載されていたが、今の説明を聞くと、県の技術職員が改めて確認したところ、数字が動いたということか。

管財課長

朝日新聞の記事が出た後に建築職の職員が現地確認を行っており、その結果、施設数の増減があった。また、県営住宅の状況を住宅課が調査していたが、朝日新聞からの取材の段階ではその調査結果を反映することができなかった。6月29日の発表は、住宅課と管財課の点検結果を合わせたものである。

井上委員

- 1 会派のメンバーが、対象となった施設を訪問した。張り紙などの対策がされていたり、こうした公表をしていたりと、他県に比べてよくやっていると評価している。
適合しない可能性のある13施設の中には、学校のプールのブロック塀のように、目隠しを目的として設置されているケースはあるのか。
- 2 建築基準法に適合しない疑いのある施設の中には、上里学園や大宮公園など、小さな子供が関わる場所もあるが、今後はどのような対策を考えているのか。

管財課長

- 1 現地調査は各施設の担当者立会いの下で行ったが、目隠し目的のブロック塀等は確認されなかった。
- 2 危険回避のため、鉄柱などの金属により補強するなど、倒壊を防ぐ応急処置的な工事を実施したい。その後は優先順位を付け改修工事等に取り組んでいきたい。